

豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づくごみの減量化対策の一環として、市内の各家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進するため、電動式生ごみ処理機購入者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象処理機)

第2条 この要綱において電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）とは、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型、バイオ発酵（微生物分解等）型等の電動式処理機をいう。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 家庭の生ごみを減らすことを目的として新品の処理機を購入した者
- (3) 市内の販売店舗で処理機を購入した者
- (4) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、処理機の本体の購入価格の2分の1以内で、15,000円を限度とし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金を交付対象とする処理機の数、一世帯に1基とする。ただし、当該処理機に係る購入日から起算して5年を経過した場合は、さらに別の1基について、補助金の交付を受けることができる。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、処理機を購入した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 販売業者発行の領収書（又は販売業者発行の購入証明書）
- (2) 製品の保証書の写し
- (3) 処理機の設置後の写真
- (4) 同意書兼市税等滞納状況照会書（様式第2号）

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(購入者の義務)

第10条 電動式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を受けた者は、当該電動式生ごみ処理機を適正に維持管理し、ごみ減量のために使用しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第11条 電動式生ごみ処理機を購入し、補助金の交付を受けた者は、当該電動式生ごみ処理機を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に購入された処理機について適用する。